

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷十第

行發日一月一年九正大

論 說

温情主義と勞働問題……………

法學博士 田島 錦治

手數料決定上の二問題……………

法學博士 神戶 正雄

モリスの文明觀と藝術觀と勞働觀……………

法學博士 河田 嗣郎

所帶統計概説(二、完)……………

法學博士 財部 靜治

キヤナンの富の概念に就きて(一)……………

法學士 石川 興二

時事問題

智識階級の解散……………

法學博士 戸田 海市

朝鮮の財政獨立に就て……………

法學博士 小川 郷太郎

雜 錄

生活費の組織的研究の必要……………

法學博士 山本美越乃

判任官生活の實狀……………

法學士 汐見 三郎

獨逸大銀行の取引所仲立業に就きて……………

法學士 大森 研造

我國^{に於}ける新ブルジョア階級の成立(二、完)……………

圓 谷 弘

カンニンガム博士逝く……………

法學士 本庄榮治郎

京都帝國大學經濟學會第一回講演會記事……………

獨逸大銀行の取引所 仲立業に就きて

大 森 研 造

緒言、本研究の目的と説述の順序
第一段、取引所仲立業務

- 一、獨逸取引所の組織
 - 二、取引所業務擔當者
 - 三、仲立の情況
 - 四、仲立業者の權利義務
- 第二段、取引所仲立業の利益
活言、

緒言

夫れ一國の文物制度は國民性の結晶、國情の

反映^もも謂ふべきものにして、各國は其國民性又は國情の異なるに従ひ自ら異なる風習制度を有す、銀行制度の如きも亦國民經濟狀態の如何に依りて必ずしも一ならざるなり。

惟ふに獨逸經濟界の特徴は、科學の應用と組織の精妙とに在り。蓋し精妙なる組織はよく事業の能率を増進し得ると共に、各種企業の連絡を容易ならしむるものにして、國民經濟漸く勃興し資金の需要を喚起するに至るや、獨逸國民は遂に企業と金融との間にも亦特別の組織を案出するに至れり。銀行の發行 Emissions 及び設立業務 Gründungsgeschäft 等即ち是也。

獨逸に於て株式會社を設立せんとする時、一般公衆より株式を募集して設立する所謂漸次設立による場合は極めて尠なく、資金豊富なる大銀行が株式の全部を引受けて即時に設立する所謂同時設立に依ること多し、後の場合に於て銀行は其株式を漸次市場に賣出すものにして、銀行は工業會社に對する勢力を得ると共に、引受價格と發賣價格との差益を收得するものなり。

かゝる有様なるを以て、取引所法も亦會社の設立後一箇年を経過し株式全部の拂込を了へたる後にあらざれば、取引所に上場すること能はざる旨を規定せり。尙此外新株の發行、公債及び社債の發行に於ても、銀行は直接引受の衝に當る。斯くの如きを以て獨逸大銀行は、常に其發行有價證券に對する注意を怠らざるなり。Weber氏は曰く「銀行自己の利益就中發行信用に對する考慮は、銀行をして其育児を出來るだけ長く引繩によりて導き、以て幼にして蹉跌することなきやう充分に注意せんことを要求す、何となれば抽象的に存在する需要は價格を決定せずして現實市場に現はるゝものなるが故に、不適當なる時機に市場に投せられたる少數の株式が往々にして異常の相場上騰若しくは下落を醸成する事あればなり」と。

茲に於てか有價證券の買手と賣手との間に立ち、或は買入れ或は賣出して、適當なる價格の維持を計るは、常に銀行の利益なるのみならず、また一種の責務となるに至れり。發行銀行は他

1) Weber, Depositenbanken und Spekulationsbanken. S. 158.

人よりも其發行有價證券の實情を知悉するが故に、よく此事を爲し得るなり。然れども獨逸大銀行の有價證券賣買は、必ずしも自己の發賣に係るもの、みにあらず、其間自他の區別なきを普通とす、他者の發賣に係るものと雖も其調節を誤り、異常の騰落を演じ、以て破産者を生ずる事あらむか、爲めに國內市場大動搖を來すべければなり。

獨逸大銀行は自己の利害のため、又は國民經濟調節のため、自己の計算に於て有價證券を賣買すれども、亦單に公衆のため其賣買を仲立するに過ぎざることあり。富の蓄積況きに互るに従ひ、有價證券の需要増加し、其賣買は投機目的とせらるゝに迫ひては、一般公衆の之に接觸する事頗る危険となりしかば、一般顧客にとりて適當なる助言者となり、又適當なる業務代理者となる可き者を要するに至れり。而して銀行は如上の要求を充す最も便利なる機關なればなり。

由是觀之、獨逸に於ては其國民經濟の特殊な

る状態より、企業と金融とを連絡する特殊の組織を生じ、其發行及び設立業務に伴ひて、又特殊の有價證券業務 (Effekten-geschäft) を形成せり。而して其有價證券業務中には前述の外尙二三の種類あれども、余は茲に唯仲立業務に就きてのみ研究せんとするなり。以下其如何なる組織によりて營まれたるかを瞭かにし、最後に銀行業に對する其地位を述べむとす。

第一段 獨逸大銀行の取引所仲立業

一、獨逸取引所の組織

仲立業 (Maklergeschäft) の研究をなすには、先づ取引所の組織を述べて仲立業者の地位を明かにせざるべからず。獨逸にて取引所を設立するには地方官廳の許可を要し、又其監督を受くるを原則とすれども、地方官廳は其直接監督を商業機關に委任し得るが故に伯林取引所は伯林商業會議所の有に屬し其直接監督の下に立つものなり。今伯林取引所の制度を見るに、取引所理事 (Börsen-vorstand) を選舉して其管理を司らしむ。其數は三十六人にして商業會議所より九人

取引所出入者より廿七人を出し相場の決定其他取引所管理のため一切の事務を行ふ権限を有す、又取引所有價證券資格調査會 (die Zulassungstelle) ありて取引所に上場する有價證券を調査決定し懲戒裁判制度 (das Ehrengericht) ありて紛争を裁決し以て事務の圓滑を期せり。

相場の決定は取引所理事の重要な職務なれども實際に於ては其補助員たる仲買人の競賣買の方法によりて決せらる。仲買人には普通の仲買人と公定相場決定のため地方官廳より任命せられたる公任仲買人 (Kursmakler; vereidete Makler) とあり、後者の仲買人は二人づゝ一團を形成して仲買人委員 (maklerkammer) より分與せられたる有價證券の價格を決定す、伯林にては仲買人委員は十一人あり、公任仲買人中より選任せらるゝものとす。

以上の外通信員等數種の役員ありて取引所業務を行ふと雖も、獨逸取引所に獨特の制度と云ふ可きは、銀行の取引所業務擔當者 (Börsenvertreter) ありて銀行の業務を擔任することとな

り。伯林取引所は前述の如く、伯林商業會議所の有に屬するを以て之が會員は無料にて入場する事を得、又其他の者と雖も取引所登記簿に氏名、職業及び住所を登記し一定の料金を仕拂へば自由に出入し得るなり。然れども取引所に入して取引所内にて取引を締結する事を許されたるものは唯だ營業として銀行業を營む者 (Die Makler Bank) に限らる。故に獨逸大銀行は取引所内に所定の場所を有し、其取引所業務擔當者を派して顧客のために仲立するなり。之れ獨逸大銀行の仲立業には缺くべからざる機關なるを以て吾人は更に之が説明をなさんとす。

二、取引所業務擔當者

獨逸に於ては、銀行の取引業務繁多なる爲め大銀行には取引所係 (Das Börsenbureau) を置きて之を管掌せしむれども取引所に於て直接其業務を行ふ者は取引所業務擔當者なりとす。

取引所業務擔當者は、銀行の請求に應じて取引所を直接管理する商業機關より交付せられたる取引所名票 (Die Börsenkarte) によりて適法

2) Buchwald, Technik des Bankbetriebes, S. 165

3) Buchwald, a. a. O. S. 179

のものどせらる。即ち其名票は其所有者をして銀行の計算の爲めに取引所に於て業務を締結する權利を與ふるものなり。而して銀行は彼等が銀行の名によりてなしたる全業務の危険を負擔するが故に此任命には一定の信任表示を伴ふものなり。

其人員は銀行の大小によりて異れども二十人以上にて代表せらるゝものあり。又取引股賑の時は尙多數を要し従て多數の補助員も任命せらるゝことあり。其業務は銀行の取引所業務全般を擔當するものなるが故に多様なれども、範圍の擴大するに伴ひ其間に分業行はれ、公債の賣買と株式の賣買と定期取引と現物取引とそれぞれ其分擔を異にし、又價格を裁定するに於ても (Arbitrage-geschäft) 地方によりて其任務を異にするが如し。然らば業務擔當者は如何にして仲立業を行ふや、次項に於て之を述べむ。

三、仲立の有様

前述の如く取引所内に於ける賣買は、銀行業者にあらざれば許可せられざるが故に、有價證

券を賣買せむと欲する者は銀行に其賣買を委託せざるべからず、若し銀行にして委託者と屢々業務を締結したる事あらむか、書面又は電信を以て通するも可なれど、新規の顧客に對しては、取引條件を締結したる後始めて業務關係を生ずるなり、そは顧客が一定の委託申込書に記入して銀行に差出す注文要領にて後日の紛争を防がんとするものなり、定期取引の賣買を委託せんとする時は、顧客は取引所開始時間前に右の委託申込書に記入して委託せざるべからず、今取引所に於て銀行の取引擔當者が獨逸銀行株一萬五千馬克の買入を委託せられたりと假定せむ、然る時は取引擔當者は前述の如く、公任仲買人の二人づゝ一團となりて相場を決定しつゝある者の中、當該相場の取扱はれたる場所に赴き其一人に賣買を委託するなり、銀行は二人の仲買人に對して交互に一ヶ月づゝ委託するを常とす、其委託は業務擔當者より仲買人に「拙者は獨逸銀行株一萬五千馬克を成行買にて買入れす」と言ふに對して、仲買人は「貴殿の爲めに獨逸

銀行株一萬五千馬克」と答へて成立するなり、然れども早急の際にて錯誤を生じ易きにつき、業務擔當者は仲買人が誤なく答ふるや否やを注意する必要あり。

然れども業務擔當者は自己の引受を常に仲買人に委託するにあらず、唯々自ら有利に實行し得ざる時に於てするのみ、業務擔當者は直接他銀行の業務擔當者と取引することによりて仲買料を節約し得るなり、又巨額の注文ありて之を一時に仲買人に委託すれば相場に大變動を來す虞ある場合にも仲買人に委託せず、自ら分割して取引に従事し徐々に其注文を果すなり、又取引所開始後注文を受けし時と雖も公任仲買人に委託せず、自ら他の仲買人と接觸して最も危険の少かるべき者と取引を締結す。

若し業務擔當者が委託せられたる日に委託申込書の要領に應ずる取引をなし得ざる時は、委託は消滅するが如きも、委託申込書の取消欄に何等の記載なき限り、其月の終り迄委託の存続するものと見るを慣例とす。

雜錄 獨逸大銀行の取引所仲立業に就きて

四、取引所仲立業者の權利義務

抑も銀行の取引所内にて有價證券賣買の引受をなすは、仲立業者として之をなすものにして、今獨逸商法二八三條を見るに、仲立業者とは「他人の計算のために商品又は有價證券を自己の名に於て買ひ、又は賣ることを引受くるを業とする者」と規定せり、而して仲立人は引受けたる業務を「普通商人の爲す可き注意を以て」義務を負ふが故に、常に委託者の利益を保護し又其指圖に従はざるべからざるなり。

然れども取引所の事は微妙を極め經濟界の成行は世人の容易に豫測すべからざるものあるを以て、此間銀行の乘じて私する餘地なきにあらず、故に諸種の法規を以て公衆の利益を保護するに務めたり、以下其二三を述べむとす。

A、價格 銀行は取引所相場の變動に乗じて委託者の損失をはかり、又委託者に對して授機を行ふこと鮮からざるが故に、銀行の引受けたる取引に就ては、價格に一定の規定を設けて顧客を保護すること、せり、商法第四百條によれ

ば「取引所時間内に實行せらる可き委託に於て、實行通知が取引所終了後送附せられたる場合には、委託者の爲めに計算せられたる價格は取引終了 (Zum Börsenschluss) の場合に存する價格よりも不利なるべからず」とあり。

B、有價證券明細書の發送 (Stückverzeichnis) 有價證券買入の委託を實行せる銀行は、三日以内に委託者に買入證券の種類、價格、數量等を記載せる有價證券明細書を送附せざるべからず、若し明細書が委託者の請求により三日以内に送附せられざる時は、委託者は其取引を自己の計算のために結ばれざるものとして拒絶し、又は不履行に對する損害賠償の請求權を有するものとす。

(寄託法第二、第三條)

然れども顧客が個々の場合に明示の意思表示をなす時は、銀行をして明細書發送の義務を免れしむるものにて、顧客より銀行に差出す委託申込書には此義務免除の事を記載せり。

C、證據金 顧客が銀行に有價證券の賣買を依頼する時は、現金又は有價券にて證據金を納

付す、證據金は通常十分の一乃至十二分の一なり、斯る少額の證據金を以て取引所に於ける取引を委託し得るが故に、顧客にとりては非常に便利なれども、其債務の完済せらるゝ迄は有價證券は銀行の庫中に保有せらるゝが故に、若し顧客にして其處分權を得んとするも能はざるが如き不利あり、若し顧客にして債務を履行し得ざる時は、銀行は債務者の計算により其證券を賣却して自救的方法をとることあり、又買入れたる證券の相場が下落する時は、銀行は更に追證據金 (Nachschuss) を徴收す、其他有價證券の保管に關しても法律上銀行に對してある制度を設けしと雖も、實際銀行に對して有利なり。

以上銀行は諸種の義務を負へども亦顧客に對して權利を有す。

1、手数料の收得 銀行は之を以て營業となすものなるが故に、顧客より手数料を收得するの權利を有す、又他の仲買人に依頼せず自ら委託を完了する時は、顧客より得べき全仲立料をも收得し得るなり。

(ロ) 銀行の介入權 (Selbsteintritt) 銀行は仲立

人としては顧客のために其賣買を媒介するに過ぎざれども、銀行は多數の有價證券を保有し又經濟事情に精通するが故に、或る場合には賣買當事者として介入するの權利を與ふる方、顧客の爲めにも便利なる事あり、故に獨逸商法にては有價證券の公定相場 (amtlicher kurs) あり、又別段の定なくして介入人が明瞭に發表せられたる時は介入を許すこと、せり、故に斯る場合に於ては、銀行は買入證券を自己の計算にて引受け、賣却證券を自己の手許より交付し、以て賣買申込を相殺して利益を收得し得るなり。

第二段 取引所仲立業の利益

銀行の收得する仲立手数料金額に就きて、其銀行業利益に對する地位を觀察せんとするに先立ちて、個々の場合に於ける手数料如何を見

るに、Buchwaldの記するところによれば、手数料額は區々にして顧客との契約如何によりて異なる、而して其標準は時としては名義價額により、時としては賣買時價による、若し有價證券の相場にして平價以下なる時は、普通高き價額即ち名義價額によりて計算せらる。又Obstの記する所によれば普通其率は千分一半又は二の如し、⁶⁾而して仲買人に仕拂ふ仲買料は⁷⁾なれども、銀行にして仲買人によらず自ら賣買委託を遂行すれば、此仲買料をも收得し得る事前述の如し、然らば各銀行の收得する手数料額の全利益に對する比率如何、吾人は之によりて仲立業の獨逸銀行業に於ける重要な程度を察知し得るなり、余はRiesserの書より、百萬馬克以上を有する全ての獨逸信用銀行の總利益に對する手数料の割合を引用して其有様を示さむとす。⁸⁾

對利に對する割合	益に對する割合	手数料の割合
25.3	%	%
26.0	%	%
25.5	%	%
22.0	%	%
22.8	%	%
22.8	%	%
25.7	%	%
23.8	%	%
25.2	%	%
25.0	%	%
22.8	%	%
22.3	%	%
22.5	%	%
23.1	%	%
22.1	%	%
22.9	%	%
22.8	%	%
22.5	%	%
24.7	%	%
25.0	%	%
24.7	%	%
24.3	%	%
25.5	%	%
24.9	%	%
25.0	%	%
25.0	%	%

6) Buchwald, a. a. O. S. 183
 7) Obst, Das Bankgeschäft. Bd. I. S. 418
 8) Riesser, Die Deutschen Grossbanken, S. 259.

年 次	利 益	手 數 料
	百萬馬克	百萬馬克
1885	77.91	19.7
1886	78.69	20.5
1887	80.97	20.7
1888	110.48	24.2
1889	141.00	32.1
1890	149.04	32.2
1891	112.15	28.8
1892	111.93	26.7
1893	110.03	27.8
1894	112.29	28.1
1895	150.83	14.3
1896	158.93	35.4
1897	179.37	40.4
1898	218.38	50.5
1899	261.17	57.9
1900	262.02	60.0
1901	258.40	58.9
1902	256.76	57.7
1903	253.21	62.7
1904	273.50	68.2
1905	330.29	81.4
1906	377.08	91.4
1907	382.28	97.5
1908	417.20	103.7
1909	452.30	113.7
1910	492.78	123.5

茲に所謂手數料とは、仲立業以外の銀行事務より生ずる手數料を含有するは勿論なれども、Riesser及びWeberの説明する所によれば、其大部分は仲立業より收得する手數料の如し、故に獨逸銀行業の總利益の約四分の一は仲立業より生ずると云ふも過言にはあらざるべし。

Riesserは前記の統計を説明して次の如く曰へり、「一八九一年及び九二年の不景氣年次の例外あれども手數料は常に増加せり、又一八八五年以後は少數の例外を除く外(即ち一八九一年一九三年、一九〇一年及び一九〇三年)一樣に總利益は増進せしと雖も一八八五年より一九一〇年の期間に得たる總利益に對する手數料の割合は殆んど同様なり」と、以て過去廿五年間手數

料は年々増加し其總利益に對する割合の變らざりしを知ることを得べし、

而して我國に於ける大銀行の手數料及び雜益の總益金に對する割合を見るに、住友銀行二六%浪速銀行三・四%三十四銀行四・九%山口銀行三・六%三井銀行二・二%第一銀行四・九%三菱銀行二・九%第三銀行二・四%安田銀行四・五%第百銀行二・一%にして平均四・三六%に當る、今彼此比較して獨逸仲立業の銀行業中に於ける重要な程度を察知することを得べし。

惟ふに獨逸大銀行に於て行はるゝ仲立業はそれ自身に於て有利なるのみならず、一の業務は他を胚胎し又は誘導する例により、更に證券寄託業をも盛ならしめ、又同時に預金をも増加せ

9) Weber, a. a. O. S. 102

しめたり、今や我國に於ても銀行業務の範圍漸く擴大せむとし、又取引所問題益々重要ならむとする時に當り、獨逸銀行の兼營業務の如きは、大に參考とす可きものなり。

括言

輓近我國に於ける銀行業の趨勢を見るに、預金貸出の二方面に於て競争激烈なる結果、營業收益の基礎たる利鞘は益々減少し、而して他方生活程度の向上、物價騰貴等に由る營業費の増加に伴ひ、其收益は社會全般に對する責任及運用資金の大に比して、漸く均衡を失はんとするの狀態に在り、此時に當つて手数料収入の増加は最も冀望すべきことに屬す。

獨逸大銀行の收益が手数料収入に負ふこと最も大なる原因は固より同國の特殊なる國情に由ると雖も、輓近我國經濟狀態の進展と共に企業の隆昌と富力の増大せるを以て見れば、將來銀行が顧客のために其剩す所の資金を以て適當なる放資目的たる有價證券の撰擇を委託せらるゝこと、の益々多きを加ふべきは、今日より豫知す

るに難からず、吾人は曩に佛國に於て其實例を見たり、我國に該業務の移入さるゝの日も亦遠きにあらざるべく吾人が此研究をなす決して無益にあらざるを信じて疑はざるものなり。